

# バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：平成 19 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

## ◆概要

新築後 10 年以上を経過した住宅に対して一定のバリアフリー改修工事<sup>※</sup>を行った場合、翌年度分の固定資産税から 3 分の 1 が減額されます。（100 平方メートル相当部分まで）

※ 一定のバリアフリー改修工事：以下のいずれかに該当する工事で、補助金等の額を引いた後の工事費用が税込 50 万円を超えるもの

- (イ) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (ロ) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- (ハ) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - A 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - B 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - C 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - D 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- (ニ) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - A 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - B 便器を座便式のものに取り替える工事
  - C 座便式の便器の座高を高くする工事
- (ホ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (ヘ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
- (ト) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - A 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - B 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - C 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- (チ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

## ◆適用を受けるための主な要件

- ①当該家屋が、新築された日から 10 年以上を経過した家屋であること
- ②バリアフリー改修後の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること
- ③店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1/2 以上が居住用であること（ただし、賃貸住宅部分は控除対象外）
- ④次のいずれかに該当する者が居住する住宅に改修工事を行うこと
  - i. 65 歳以上の者
  - ii. 要介護又は要支援の認定を受けている者
  - iii. 障がい者である者のいずれかと同居している者
- ⑤対象工事の工事費用が税込 50 万円を超えていること
- ⑥令和 8 年 3 月 31 日までに工事を完了すること

## ◆適用を受けるために必要な手続

工事完了日から **3ヶ月以内**に、以下の書類を市へ提出してください。

- ①固定資産税減額申告書
- ②適用対象者の証明書  
要介護認定、要支援認定者の場合：介護保険の被保険者証の写し  
障がい者の場合：身体障害者手帳、療育手帳の写し等
- ③バリアフリー改修工事の内容がわかる工事明細書
- ④領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの）
- ⑤改修工事箇所の写真（工事前と後）および平面図
- ⑥自治体からの補助金や介護保険からの給付金の決定通知書の写し（交付を受けた場合）